

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定めるごみ処理施設などの用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力※)
三菱マテリアル株式会社 環境・エネルギー事業本部 環境リサイクル事業部長 山口 省吾	北九州市戸畑区 牧山海岸2番1の一部 牧山五丁目1921番の一部 牧山五丁目1925番3の一部 北九州市八幡東区 大字枝光1899番2 大字枝光1899番4の一部 大字枝光1899番5 (工業専用地域)	敷地面積 10,318.65㎡ 建築面積 2,453.41㎡ 延床面積 2,912.90㎡	一般廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 <u>116トン/日(24時間)</u> ※処理能力は、建築基準法第51条の許可に係るもの。

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

自治体のごみ焼却施設から生じる約320万トン/年(平成26年度末)の焼却灰(主灰(燃えがら)、飛灰(ばいじん)等)は埋立処分され、飛灰はそのうち約23%(72万トン)を占めている。近年の大規模災害における災害廃棄物対策など、埋立処分場の残容量確保は各自治体における共通課題と考えられ、再資源化による埋立抑制はその第一歩となる。

このような現状を背景に、申請者による飛灰のセメント資源化事業の検討が行われ、洗浄排水(処理水)の海域放流が可能である旭硝子株式会社北九州事業所用地において、全国初の単独の飛灰資源化施設として、平成30年4月の事業開始に向けた計画が進められている。

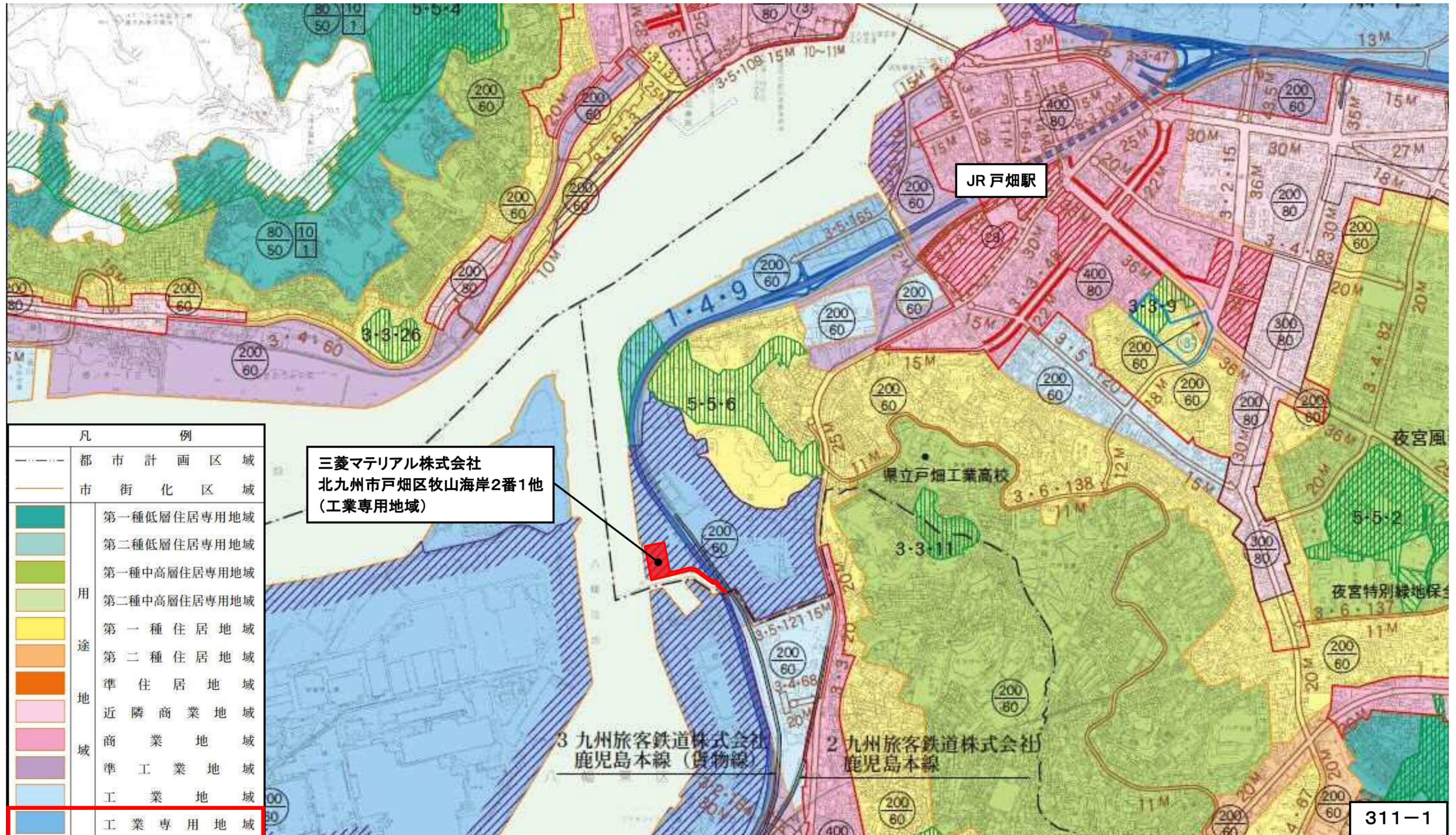
今回の計画は、水洗浄により飛灰の塩素を取り除くための施設で、廃棄物の分類は一般廃棄物(ごみ処理施設)、処理能力は116トン/日(24時間)である。

1日当たりの処理能力が政令で定める処理施設(建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」)に該当することから、建築基準法第51条の許可を必要とするものである。

なお、本事業は、三菱マテリアル株式会社及び株式会社麻生で設立する新会社(平成29年4月予定)が行う。

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【付近見取図(用途地域図)】



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【用途現況図】



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【運搬計画図】

1 計画概要

近畿地方以西の各自治体のごみ焼却施設で発生した飛灰を回収し、申請地へ搬入を行う。搬入は、排出元自治体におけるストック状況及び排出荷姿(フレキシブルコンテナバッグ詰め、サイロ(乾灰)、ばら積み(調湿灰))に応じ、フレキシブルコンテナバッグの場合はウイング車、乾灰の場合はジェットパッカー車、調湿灰の場合はダンプトラック(天蓋又はシート掛け)による輸送を行い、搬出は、ダンプトラック(天蓋又はシート掛け)による輸送を計画している。処理後の洗浄飛灰については、県内のセメント工場へ搬出を行う。搬出入に係る経路は、幹線道路、北九州都市高速、九州自動車道等を使用し、繁華街又は住宅街は通行しないものとする。

2 運搬計画

(1) 搬入出量

- ①搬入 一般廃棄物(飛灰) 116トン/日
- ②搬出 洗浄飛灰 116トン/日

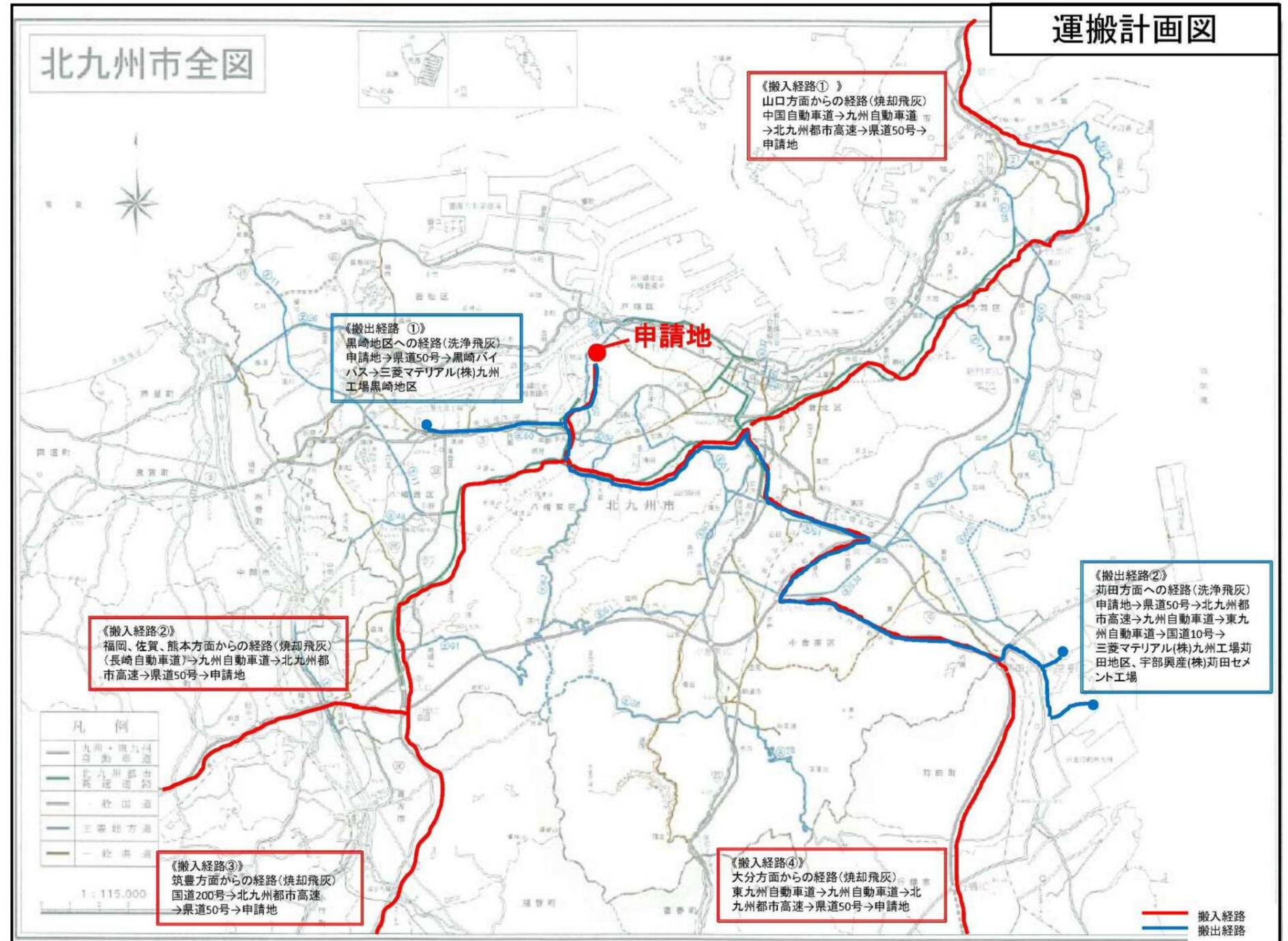
(2) 搬入出物の起点及び終点

- ①搬入 一般廃棄物(飛灰)
 - 起点：近畿地方以西の各自治体のごみ焼却施設
 - 終点：申請地
- ②搬出 洗浄飛灰
 - 起点：申請地
 - 終点：福岡県内のセメント工場

(3) 車両搬入出台数

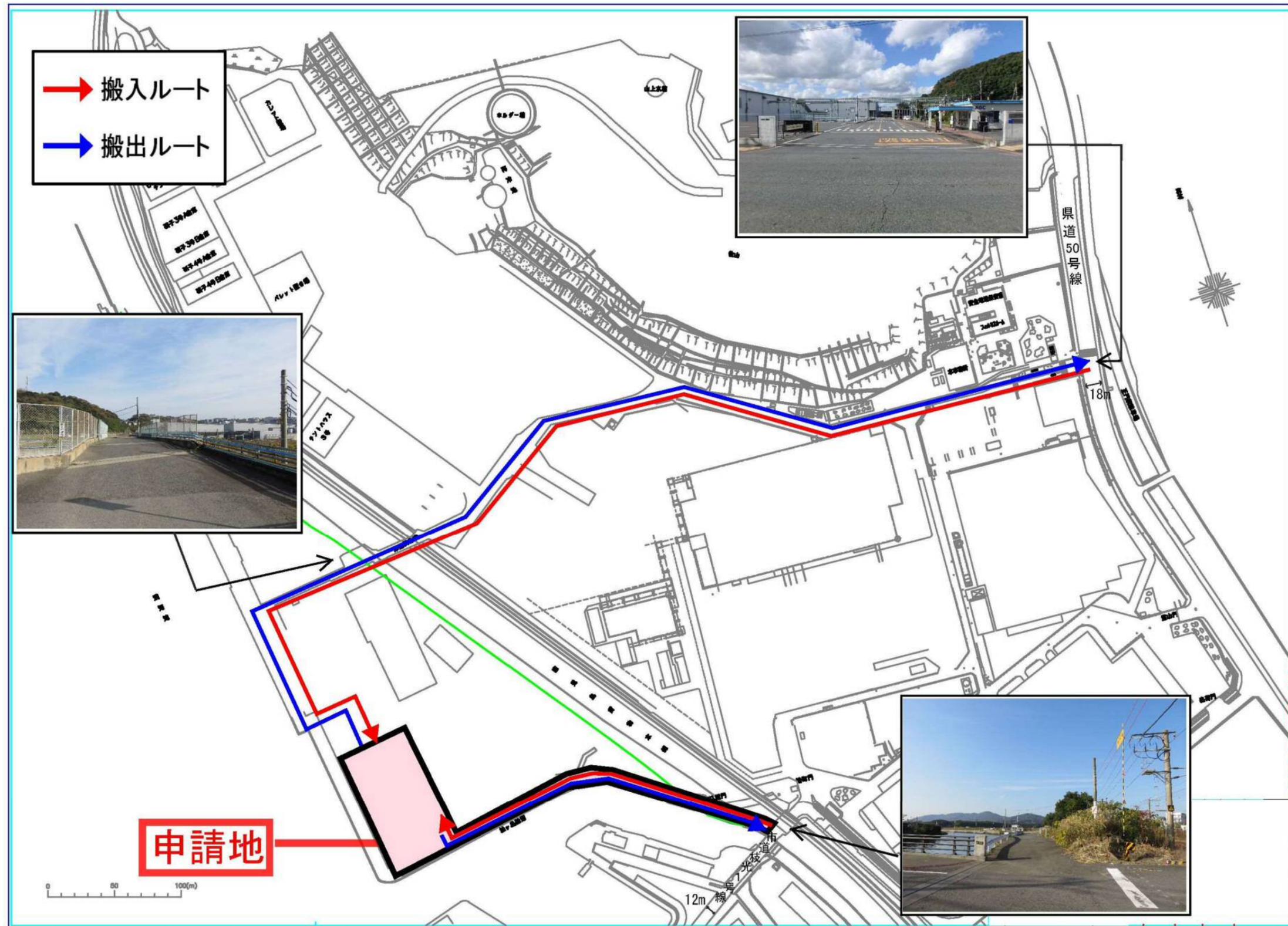
- ①搬入 一般廃棄物(飛灰) 12台/日(10トン車)
- ②搬出 洗浄飛灰 12台/日(10トン車)

※運搬計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可に係る処理能力をもとに計画
 ※一般廃棄物の処理を24時間、300日操業した場合の最大処理量から計画



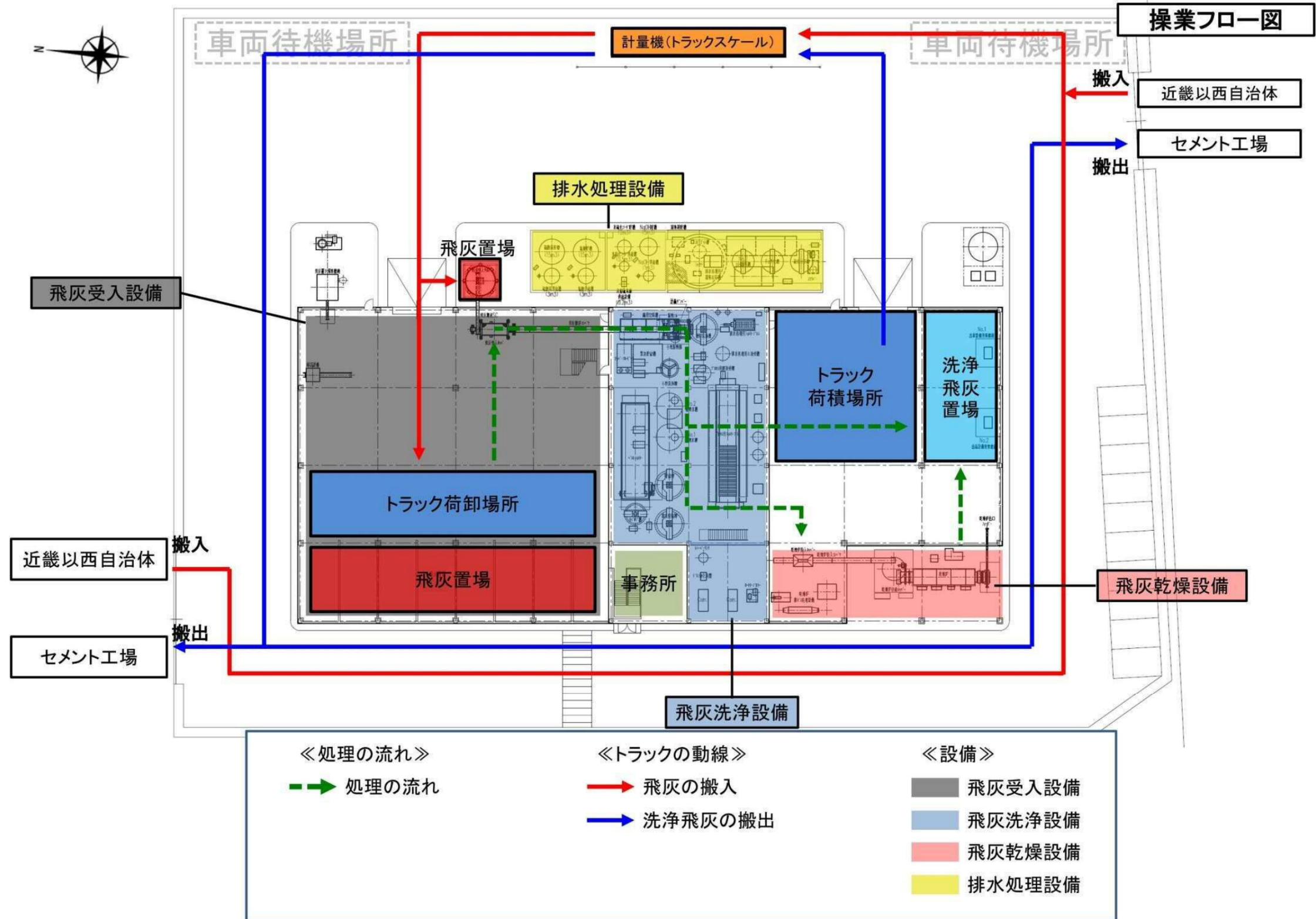
建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【搬入出図(全体)】



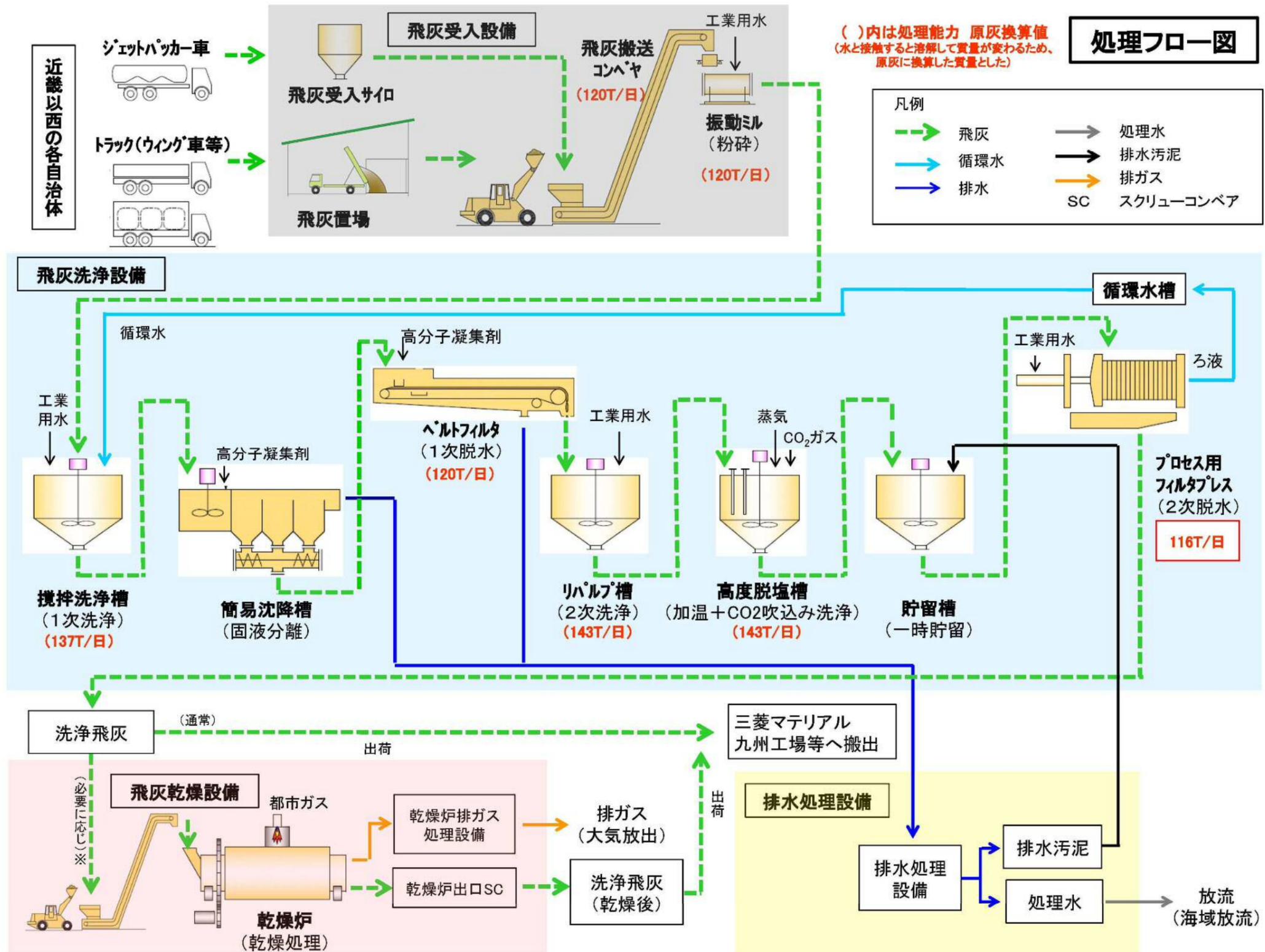
建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【搬入出図(拡大)】



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【処理フロー図】



※ 搬出先基準(ダイオキシン類特別措置法環境基準以上)に対応する場合のフロー